



いじめをなくすために私たちにできること

新聞やテレビの報道で「いじめ」の単語を見聞きすることが多くなった。

児童生徒の自殺や殺傷事件が発生する度に、流行のように取り上げられては忘れ去られていく「いじめ」問題だが、教室の中のいじめだけではなく、職場や地域社会の中のいじめも含めて考えてみる。

いじめの定義と文科省の方針

文科省は2007年に「いじめ」の定義を変えている。

新定義は「本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行なうことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行なうものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起った場所は学校の内外を問わない。(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりする事などを意味する。(注5)けんか等を除く。(一部省略)としている。

また文科省は、学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取り組み方法について、「「弱いものをいじめることは人間として絶対にゆるぎされない」との強い認識を持つこと。どのような社会にあってもいじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある」「いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行なうこと」「個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する」「いじめの問題については、その件数が多いか少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要となるものであり・・・」「いじめられる児童生徒や、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童生徒を徹底して守り通すということを教員が、言葉と態度で示すこと」「いじめを行なった児童生徒に対しては、・・・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行なうこと」などの方針を示している。

けんかにしてしまえばいじめでなくなる?

いじめ被害者が、苦痛と感じればそれは「いじ

め」だとする文科省の新しい定義は、被害者の立場に立つという意味で大きな改善だ。

しかし、暴力行為や金品をたかる、持ち物を隠すなどの行為は、傷害や恐喝、窃盗と呼ぶべき行為で「いじめ」と定義するよりも先に犯罪として捉え、対処すべき行為ではないか?

また、けんか等を除くという注釈は、暴力を振るわれた側が身を守るためにやむを得ず反撃する事例があった場合、学校側が「いじめ」の件数を増やしたくないがために、「けんか」として処理することを促すことになりはしないだろうか。

いじめ防止の意識のなさはひどい

昨年12月27日、谷川文科省副大臣は、記者会見の場で「いじめを防止するためには、先生としてボクシングや空手といった武道家が必要だろう。いないのであれば警察OBを雇う」という趣旨の発言をした。

いじめの対応策として、暴力の雰囲気をもった人物を学校の中に入れ、児童生徒を怖がらせるという方法を副大臣が提唱したことになる。

いじめをする側の児童生徒よりも強い怖い者を先生や指導員として雇うことで、恐れを児童生徒に湧き起こせばいじめが減るのだろうか? 「いじめの構造」(講談社現代新書)の著者、内藤朝雄氏は、「(いじめ対策として)警察の介入が必要なら、法のしもべとしてすぐさま介入できるようにするべきで、(警察の)その機能を「こわい人がその勢いで支配する」秩序のために使うものではない。それは暴力団の秩序です。警察をそのように考えるのは、法治国家の否定であるのみならず、法の番人としての警察に対する侮辱でもある」とインターネットマガジンのインタビューに答えている。

さらに内藤氏は、有効ないじめ対策は何か? という質問に「暴力的ないじめとコミュニケーション操作系のないじめにわけた上で、暴力的ないじめに関しては法を導入し警察を使う必要がある。コミュニケーション操作系のないじめには、学級制度を廃止するなどして(児童生徒の)生活空間を広くし、(学校や学級を)市民社会の一部とすることで、いじめによる弊害は激減すると思う」と答えている。

この回答は、従来ありがちな「子どもに正しい教育を施し、正しい規範を与えればいじめは無くなる」といったいじめ対策とは異なる。

内藤氏は、悪質ないじめは時代に関係なく、閉ざされた濃密な人間関係の中にあっては必ず起る。いじめが発生する要因は、子どもたちが置かれた環境にあると言う。

ほとんどのいじめは、いじめる側が自らの安全

確認が済んだ状況で行なわれる。いじめる者にとってのリスクを覚悟してまで実行されることはない。即ち、いじめの現場に市民社会と同様に法律を持ち込み、いじめを犯罪として処罰することでいじめを減らすことができるということだ。

閉ざされた学級の中では、その場の「ノリ」によっていじめが正当化されがちだが、その「ノリ」を法律を持ち込むことで打ち崩す効果があるという。また同時に、いじめを隠蔽した学校関係者を厳しく処分する懲戒規定を制度として敷くことで、いじめの隠蔽を減らすことも必要だ。

街中で暴行事件を目撃した市民は、直ちに警察に連絡することに躊躇することはない。学校の中で起こった暴行事件もそれと同様に扱えばよい。

いじめを目撃した児童生徒・教員は、司法を利用することにためらいを感じる必要はない。それが、いじめを拡大、深刻化させないための最も効果的な方法だからだ。

狭い所に押し込めて仲良くしろ、え？

しかし、言葉によるいじめ、「シカト」や「クスクス笑い」といったコミュニケーション操作系のいじめは、法律で裁くことは難しい。

だが、このコミュニケーション操作系のいじめは、いじめる側と距離をとることが可能であれば、無効化することができる。

同じ年齢の者たちを学級という閉鎖空間に毎日、1年という長期間押し込め、さらに級友は仲良く協力し合わなければならないというルールまで押しつけられて過ごさせることこそが、いじめを発生させる要因だと内藤氏は言う。

そこで、いじめを減らすための短期的な措置として、学級制度を解体することが有効だという。

大学でいじめが少ないのは、小学校や中学校と違い、学級というものが基本的にないからだ。

大学の教室で誰かが誰かを「シカト」しようとしても、何やら自分を苦しめようとしている言動を感じとったなら、その場から遠ざかりもっと楽しい友人関係を持てる者がいる場へ移動すればいいだけだから。

そうすると「シカト」によるいじめは効果なく終り、「シカト」を仕掛けた者は、美しくも楽しくもないいじめの手法を使って他人を支配、操作しようとするヤツだという印象を自ら周囲に印象づけてしまい、結果として友人として付き合ってくれる同級生を減らしてしまうことになる。

この対策、実現可能だよな

実際に、学級制度を緩くしたり無すことは、小学校では若干工夫が必要だろうが、中学校で比較的容易なことだ。

もっと長期的な対策として、子どもをひとつの学校に帰属させることすらやめ、学校に通わなくても教育サービスを受けられるような制度に変えることで、いじめは大幅に減らすことができる。

さて、いじめは子どもの生きる世界にだけあるものではないことは、大人の誰もが知っていることだ。そのことを子どもも感じている。

子ども側からの視点で言えば、「大人の生きる世界にもいじめはあるし、いじめることで利益を得ている大人が法律で罰せられることなく堂々と威張っているではないか」ということになる。

さらに「いじめても罰せられないし、いじめをして得をするのであれば、いじめないことは損だ」と子どもが受け止めるのは当然のことだ。

子どもの身近にはたくさん大人がいる

そこで、子どもの最も身近にいる働く大人の一人として学校事務職員は、「子どもたちの豊かな育ちを支援」するために何ができるのだろうか。

わざわざ難しいことを考えることはない。学校で教員という多数、主流派教員たちに囲まれ、少数職種として働く立場ゆえに言われた数々の言葉を思い返し、あの時どう言い返し、どう行動すれば良かったのかを考えることが、いじめを減らすことの糸口となる。

「あなたも子どもたちから“先生”と呼ばれているのだから、始業前の美化活動や昼の清掃活動に参加してもらいたい」

「学校は子どもたちのためにあるのだから、事務職員も行事の前準備や当日の係を積極的に行なうべきだ」

「職員の“和”を維持することは大事なことだ。だから、親睦会に参加することは職員なら当然」

「教員は授業で忙しいのだから、教員の“雑務”を事務職員が替わりに行なうことで、子どもたちの受ける教育を充実させることになる」等々の言葉だ。

終業時刻を過ぎても続く職員会議。校長は超勤命令をするわけでもない。だけど、一人席を離れ帰宅しようとするれば「お前だけ先に帰るのかヨッ」と言いたそうな鋭い視線を向けられる。しかたがないから、黙って下向いて会議が終わるのをじっと待つ。という状況も日常だろう。

これらの言動は、パワーハラスメントと名付けてもいいし、いじめと括ってもいい。

重要なのは、学校という職場で働く者として、近い将来社会に出て働く子どもたちに見られていることを意識し、個々の労働者にとって幸福な働き方、職場を作る様子を自らの背中で示すことだろう。

延々と続く職員会議に法令を確認すると良い。勤務時間終了のちよっと前に、校長に「超勤命令するとは聞いてないけれど、どうするのですか？」と確認する。命令すると校長が言うのなら、「そうですか、それなら今から15分間休憩を取らなきゃいけないですね」と応える。教員は、サッサと会議を済ませたいから嫌がる。続けて「私は超勤だけど、教員のみなさんには超勤命令しないんですか校長先生？」と聞く。当然、緊急時でない限り教員に超勤命令はできないから、校長は返答に困る。さらに「先生方、校長先生はみなさんに超勤するよう命令しないようです。そうすると、教員のみなさんが会議に参加する法的根拠がなくなりますね？事務職員の私と管理者だけで会議を続けますよ。」と言ってみると面白いかもしれない

えまの
お前だけ先に帰るのかヨッ
と
言
いた
そう
な
鋭
い
視
線
を
向
け
ら
れ
る
。し
か
た
が
な
い
か
ら、
黙
っ
て
下
向
い
て
会
議
が
終
わ
る
の
を
じ
っ
と
待
つ。
と
い
う
状
況
も
日
常
だ
ら
う。



↑
こ
ん
な
類
で
は
働
か
な
い
よ。